

No. 1

令和8年3月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

| | | |
|-----------|--|----------|
| 報告第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 1 頁 |
| 議案第 1 号 | 戸田市立公園条例…………… | 1 3 頁 |
| 議案第 2 号 | 戸田市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例…………… | 3 1 頁 |
| 議案第 3 号 | 戸田市公告式条例及び戸田市行政手続条例の一部を改正 する条例…………… | 3 2 頁 |
| 議案第 4 号 | 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例…………… | 3 5 頁 |
| 議案第 5 号 | 戸田市行政センター条例の一部を改正する条例…………… | 3 9 頁 |
| 議案第 6 号 | 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正 する条例…………… | 4 0 頁 |
| 議案第 7 号 | 戸田市火災予防条例の一部を改正する条例…………… | 4 1 頁 |
| 議案第 8 号 | 未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例…………… | 4 3 頁 |
| 議案第 9 号 | 新曽第一地区 2 号調整池築造工事請負変更契約について…………… | 4 4 頁 |
| 議案第 1 0 号 | 令和 7 年度さくら川護岸整備工事（その 3）請負変更 契約について…………… | 4 5 頁 |
| 議案第 1 1 号 | 東部分署庁舎改築等工事請負変更契約について…………… | 4 6 頁 |
| 議案第 1 2 号 | 戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負 変更契約について…………… | 4 7 頁 |
| 議案第 1 3 号 | 令和 7 年度戸田市一般会計補正予算（第 1 0 号）…………… | 別冊 No. 2 |

- 議案第14号 令和7年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）……………別冊 No. 2
- 議案第15号 令和7年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第5号）……………別冊 No. 2
- 議案第16号 令和7年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算（第1号）……………別冊 No. 2
- 議案第17号 令和7年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）……………別冊 No. 2
- 議案第18号 令和7年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………別冊 No. 2
- 議案第19号 令和7年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）……………別冊 No. 2
- 議案第20号 令和7年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………別冊 No. 2
- 議案第21号 令和7年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算（第3号）……………別冊 No. 2
- 議案第22号 令和8年度戸田市一般会計予算……………別冊 No. 3
- 議案第23号 令和8年度戸田市国民健康保険特別会計予算……………別冊 No. 4
- 議案第24号 令和8年度戸田市市民医療センター特別会計予算……………別冊 No. 4
- 議案第25号 令和8年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算……………別冊 No. 4
- 議案第26号 令和8年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算……………別冊 No. 4
- 議案第27号 令和8年度戸田市火災共済事業特別会計予算……………別冊 No. 4

- 議案第 28 号 令和 8 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
予算……………別冊 No. 4
- 議案第 29 号 令和 8 年度戸田市介護保険特別会計予算……………別冊 No. 4
- 議案第 30 号 令和 8 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
予算……………別冊 No. 4
- 議案第 31 号 令和 8 年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算……………別冊 No. 4
- 議案第 32 号 令和 8 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算……………別冊 No. 4
- 議案第 33 号 令和 8 年度戸田市水道事業会計予算……………別冊 No. 6
- 議案第 34 号 令和 8 年度戸田市下水道事業会計予算……………別冊 No. 6

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度戸田市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度戸田市一般会計補正予算（第9号）（別紙）

令和8年1月23日

戸田市長 菅原文仁

令和7年度戸田市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度戸田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,501千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,560,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 歳入 | 歳入 | 歳出 | 歳出 | 歳入 | 歳出 | 計 |
|----|-----|----|----|------------|--------|------------|
| 15 | 国庫 | 支出 | 金 | | | |
| | 3 委 | | 託 | | 金 | |
| | 合 | 入 | | 計 | | |
| | | | | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| | | | | 15,607,085 | 69,501 | 15,676,586 |
| | | | | 106,197 | 69,501 | 175,698 |
| | | | | 68,490,708 | 69,501 | 68,560,209 |

般

歳出

(単位：千円)

| 歳出 | 歳出 | 歳入 | 歳入 | 歳出 | 歳入 | 計 |
|----|-----|----|----|------------|--------|------------|
| 2 | 総務 | 費 | | | | |
| | 4 選 | 挙 | 費 | | | |
| | 合 | 出 | | 計 | | |
| | | | | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| | | | | 7,196,608 | 69,501 | 7,266,109 |
| | | | | 218,975 | 69,501 | 288,476 |
| | | | | 68,490,708 | 69,501 | 68,560,209 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------|--------|------------|
| 15国庫支出金 | 15,607,085 | 69,501 | 15,676,586 |
| 歳入合計 | 68,490,708 | 69,501 | 68,560,209 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | |
|------|------------|--------|------------|----------|-----|-----|
| | | | | 特定財源 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 |
| 2総務費 | 7,196,608 | 69,501 | 7,266,109 | 69,501 | | |
| 歳出合計 | 68,490,708 | 69,501 | 68,560,209 | 69,501 | | |

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|----------|---------|--------|---------|----------|--------|--|
| | | | | 区 | 分 | |
| 1 総務費委託金 | 72,898 | 69,501 | 142,399 | 3 選挙費委託金 | 69,501 | 3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 既定額 0 補正額 69,501 |
| 計 | 106,197 | 69,501 | 175,698 | | | |

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 委託金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|---|--------|--------|--------|------------------|-------------|-------------|-----------------|---------|--------|---|
| | | | | 補正額の財源 | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 特 定 財 源 | 地 方 債 | そ の 他 | | | 一般財源 | |
| 国 県 支 出 金 | | | | | | | | | | |
| 5 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費 | 0 | 69,501 | 69,501 | 69,501 | | | | 3 職員手当等 | 23,723 | 1. 衆議院議員総選挙及び最高裁判所 裁判官国民審査費(行政委員会事務局) 69,501 3職員手当等 23,723 ・超過勤務手当 (23,723) 既定額 0 補正額 23,723 7報償費 162 ・謝礼 (24) 既定額 0 補正額 24 ・記念品 (138) 既定額 0 補正額 138 8旅費 3,439 ・費用弁償 (3,423) 既定額 0 補正額 3,423 ・普通旅費 (16) 既定額 0 補正額 16 10需用費 2,132 11役務費 16,003 12委託料 14,439 13使用料及び 賃借料 1,014 17備品購入費 8,589 10需用費 2,132 |
| | 69,501 | | | | | | 7 報償費 | 162 | | |
| | 69,501 | | | | | | 8 旅費 | 3,439 | | |
| | | | | | | | 10 需用費 | 2,132 | | |
| | | | | | | | 11 役務費 | 16,003 | | |
| | | | | | | | 12 委託料 | 14,439 | | |
| | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | 1,014 | | |
| | | | | | | | 17 備品購入費 | 8,589 | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|---|-------|-----|---|----------|---|---|---|----|----|---------------------------------------|
| | | | | 一般財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 特 | 定 | 財 | 源 | | | |
| 国 | 地 | 方 | 債 | そ | の | 他 | | | | |
| | | | | | | | | | | ・消耗品費 既定額 0 (927) 補正額 927 |
| | | | | | | | | | | ・食糧費 既定額 0 (520) 補正額 520 |
| | | | | | | | | | | ・印刷製本費 既定額 0 (665) 補正額 665 |
| | | | | | | | | | | ・修繕料 既定額 0 (20) 補正額 20 |
| | | | | | | | | | | 11 役務費 16,003 |
| | | | | | | | | | | ・通信運搬費 既定額 0 (7,349) 補正額 7,349 |
| | | | | | | | | | | ・手数料 既定額 0 (8,646) 補正額 8,646 |
| | | | | | | | | | | ・保険料 既定額 0 (8) 補正額 8 |
| | | | | | | | | | | 12 委託料 既定額 0 補正額 14,439 |
| | | | | | | | | | | (項) 4 選挙費 既定額 0 補正額 14,439 |
| | | | | | | | | | | (款) 2 総務費 既定額 0 補正額 14,439 |

ア 会計年度任用職員以外の職員

※ () 内は短時間勤務職員 (外書き)
(単位: 千円)

| 区分 | 職員数 (人) | 給 | | | 与 | | | 費 計 | 合 計 | 備 考 |
|-------|--------------|-----|-----------|-----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----|-----|
| | | 報 酬 | 給 料 | 職員手当等 | 給 料 | 職員手当等 | 共 済 費 | | | |
| 補 正 後 | (5) 919 | | 3,563,144 | 3,084,438 | | 6,647,582 | 1,290,692 | 7,938,274 | | |
| 補 正 前 | (5) 919 | | 3,563,144 | 3,060,715 | | 6,623,859 | 1,290,692 | 7,914,551 | | |
| 比 較 | (0) 0 | | 0 | 23,723 | | 23,723 | 0 | 23,723 | | |

| 区分 | 扶 養 手 当 | 地 域 手 当 | 管 理 職 手 当 | 超 過 勤 務 手 当 | 夜 給 | 勤 手 当 | 特 殊 勤 務 手 当 | 区 内 記 |
|-------|---------|---------|-----------|-------------|---------|-------|-------------|-------|
| | | | | | | | | |
| 補 正 後 | 102,845 | 380,909 | 127,410 | 525,064 | 58,211 | 7,558 | 23,223 | |
| 補 正 前 | 102,845 | 380,909 | 127,410 | 501,341 | 58,211 | 7,558 | 23,223 | |
| 比 較 | 0 | 0 | 0 | 23,723 | 0 | 0 | 0 | |
| 補 正 後 | 97,054 | 364 | 53,981 | 884,947 | 717,146 | 2,201 | 103,525 | |
| 補 正 前 | 97,054 | 364 | 53,981 | 884,947 | 717,146 | 2,201 | 103,525 | |
| 比 較 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

| 区分 | | 増減額 | 増減事由 | 別内訳 | 説明 | 備考 |
|----|-------|--------|------------|--------|--------------------------------|----|
| 総括 | 職員手当等 | 23,723 | 1. その他の増減分 | 23,723 | 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に伴う増加分 | |

(単位:千円)

般

ア 会計年度任用職員以外の職員

| 区分 | | 増減額 | 増減事由 | 別内訳 | 説明 | 備考 |
|----|-------|--------|------------|--------|--------------------------------|----|
| | 職員手当等 | 23,723 | 1. その他の増減分 | 23,723 | 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に伴う増加分 | |

(単位:千円)

議案第1号

戸田市立公園条例

戸田市都市公園条例（昭和39年条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令で定めるもののほか、市立公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立公園 都市公園及び都市公園以外の公園をいう。
- (2) 都市公園 市が設置し、又は管理する法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- (3) 都市公園以外の公園 市が設置し、又は管理する都市公園以外の公園、緑地又は広場（当該公園、緑地又は広場に設ける公園施設を含む。）をいう。
- (4) 公園施設 市立公園に設けられた法第2条第2項各号に掲げる公園施設をいう。

（市立公園の名称及び位置）

第3条 市立公園の名称及び位置は、規則で定める。

（市立公園の設置、区域等の変更及び廃止）

第4条 市長は、市立公園を設置するときは、当該市立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示しなければならない。

2 市長は、市立公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は市立公園を廃止するときは、当該市立公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

（都市公園の配置及び規模に関する基準）

第5条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第7条に定めるところによる。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第6条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地

面積の標準は5平方メートル以上とする。

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第7条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(行為の制限)

第8条 市立公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画等を撮影すること。

- (3) 物品の販売、興行その他の営業行為を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者（以下「行為許可者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の市立公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第9条 第12条第2項の許可又は第16条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準）

第10条 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 3 令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 4 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積

の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

5 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

6 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(運動施設の敷地面積に関する制限)

第11条 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50(北部公園にあつては100分の60、笹目公園及び新田公園にあつては100分の70、荒川運動公園及び惣右衛門公園にあつては100分の80)とする。

(市長以外の者の公園施設の設置、管理及び占用)

第12条 市長以外の者が市立公園に公園施設を設置し、又は管理しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 公園施設を設置しようとする場合

ア 公園施設を設置しようとする市立公園の名称

イ 設置の目的

ウ 公園施設の種類

エ 設置の期間

オ 設置の場所及び面積

カ 公園施設の構造

キ 公園施設の管理の方法

ク 工事の実施方法

ケ 工事の着手及び完了の時期

コ 市立公園の復旧方法

- サ その他市長が指示する事項
 - (2) 公園施設を管理しようとする場合
 - ア 管理しようとする公園施設の存する市立公園の名称
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の期間
 - オ 管理の方法
 - カ その他市長が指示する事項
 - (3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合
 - ア 公園施設の存する市立公園の名称
 - イ 公園施設の種類
 - ウ 既に受けた許可年月日及び許可番号
 - エ 変更事項及び理由
 - オ その他市長が指示する事項
- 2 市立公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けて市立公園を占用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- (1) 占用の許可を受けようとする場合
 - ア 占用しようとする市立公園の名称
 - イ 占用の目的
 - ウ 占用物件の構造及び種類
 - エ 占用の場所及び面積
 - オ 占用物件の管理の方法
 - カ 工事の実施方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 市立公園の復旧方法
 - ケ 占用の期間
 - コ その他市長が指示する事項
 - (2) 許可を受けた事項を変更しようとする場合
 - ア 占用物件の存する市立公園の名称

イ 公園施設の種類

ウ 既に受けた許可年月日及び許可番号

エ 変更事項及び理由

オ その他市長が指示する事項

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する変更が次に掲げる軽易な変更の場合は、許可を受けることを要しない。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

4 法第5条第2項から第4項までの規定は市長以外の者が市立公園に公園施設を設け、又は管理する場合について、法第6条第4項及び第7条の規定は市立公園に占用物件を設けて市立公園を占用する場合について、それぞれ準用する。

5 市長は、第1項又は第2項の許可（以下「設置許可等」という。）に市立公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

6 設置許可等を受けた者（以下「設置許可者等」という。）は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは市立公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは市立公園の占用を廃止したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

7 市長は、設置許可者等に対して、前項の規定による原状回復又は原状回復をすることが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（行為の禁止）

第13条 市立公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、設置許可者等が当該設置許可等若しくは原状回復により第2号、第3号及び第5号から第7号までに掲げる行為を行う場合、又は行為許可者が当該行為許可により第5号から第7号までに掲げる行為を行う場合は、この限りではない。

(1) 公園施設及び備品を損傷し、又は汚損すること。

(2) 土地の形質を変更すること。

(3) 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれを損傷すること。

- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告若しくは宣伝をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両（軽車両を除く。）を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) ごみその他汚物を捨てること。
- (9) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (10) 前各号のほか市立公園の管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第14条 市長は、市立公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は市立公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、市立公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、市立公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の公園施設等)

第15条 市の管理する公園施設及び附属設備で有料で使用させるもの（以下「有料の公園施設等」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、有料の公園施設等の供用日及び供用時間を定めることができる。

(使用の許可)

第16条 有料の公園施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、有料の公園施設等の管理のため必要な条件を付することができる。

(届出)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 設置許可者等が公園施設の設置又は市立公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 設置許可者等が公園施設の設置若しくは管理又は市立公園の占用を廃止したとき。
- (3) 設置許可者等が第12条第6項の規定により、市立公園を原状回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要

な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 市立公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 次条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止、原状回復若しくは市立公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 市立公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 市立公園の保全又は公衆の市立公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市立公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市長は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 市長は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 市長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、次条で定めるところにより、

第20条で定める事項を公示しなければならない。

- 6 市長は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して2週間(工作物等が特に貴重なものであるときは、3月)を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、第21条で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、第22条で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 7 市長は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。
- 10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等(第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する市に帰属する。

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第19条 前条第5項の規定による公示は、工作物等の保管後速やかに行わなければならない。

- 2 前条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 次条各号に掲げる事項を14日間告示するものとする。

- (2) 前号の告示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の告示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その告示の要旨を再度告示するものとする。

- 3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを

いつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第20条 第18条第5項の規定により公示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等の価額の評価の方法)

第21条 第18条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第22条 第18条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第23条 設置許可者等又は第8条第1項、第3項若しくは第16条の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用させてはならない。

(使用料等の納付)

第24条 第8条第1項若しくは第3項又は第12条第1項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

- 2 有料の公園施設等を使用する者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、運動の目的以外に使用する場合は、前項の規定によるものとする。
- 3 第12条第2項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる占用料を納付しなければならない。

(使用料等の還付)

第25条 既納の使用料及び占用料(以下「使用料等」という。)は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市立公園の維持管理又は公益上の必要によって許可を取り消したとき。
- (2) 使用者又は占有者が、自己の責に帰さない理由により、市立公園を使用又は占有することができなかつたとき。

(使用料等の減免)

第26条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(損害賠償義務)

第27条 市立公園の利用者が公園施設又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第28条 第8条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第29条 市長は、市立公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市立公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 市立公園の設置の目的を達成するために必要な業務
- (2) 市立公園(設備を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合において、第8条、第14条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定等)

第30条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない。

(管理の基準及び協定の締結)

第31条 指定管理者は、次に掲げる基準により、市立公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令を遵守し、適正に市立公園の管理を行うこと。
- (2) 市立公園の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、前項各号に規定するものその他の市立公園の管理等に必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第32条 指定管理者は、市立公園の管理に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務等の報告等)

第33条 市長は、市立公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第34条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による市立公園の現状変更等)

第35条 指定管理者は、公園施設で市が設置したものの改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった市立公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第36条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に第8条第1項又は第16条第1項の許可を受けて行う市立公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第2第3項及び別表第3から別表第5までに定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

第37条 指定管理者に利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第38条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第39条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 市立公園の管理上特に必要があるため、行為又は利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、市立公園を利用することができないとき。

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては50,000円以下の

過料を科する。

- (1) 第8条第1項又は第3項(第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第13条(第28条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第16条(第28条において準用する場合を含む。)の規定に違反して有料の公園施設等を使用した者
- (4) 第17条(第28条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (5) 第18条第1項又は第2項(第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の戸田市立公園条例(以下「新条例」という。)第12条第1項の規定は、この条例の施行日以後に申請される公園施設の設置又は管理の許可について適用し、施行日前に申請された公園施設の設置又は管理の許可については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条第2項の規定は、施行日以後に申請される占有許可について適用し、施行日前に申請された占有許可については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定による使用料及び占用料については、施行日以後に申請される使用及び占有の許可に係る使用料及び占用料について適用し、施行日前に申請された使用及び占有の許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第15条関係)

有料の公園施設等

| 公園名 | 公園施設 | 附属設備 |
|--------|-------|--------|
| 惣右衛門公園 | サッカー場 | |
| 新田公園 | 野球場 | |
| 笹目公園 | 野球場 | 夜間照明施設 |

| | | |
|---------------|--|-----------------|
| 北部公園 | 野球場 | 夜間照明施設 |
| 彩湖・道満グリーンパーク | 陸上競技場 ソフトボール場 テニスコート 野球場 サッカー場 駐車場 道満河岸つり場 | |
| 後谷公園 | 茶室 | |
| 荒川水循環センター上部公園 | パークゴルフ場 | シャワー室 更衣ロッカー |

別表第2（第24条、第36条関係）

- 1 公園施設の設置の許可又は公園施設の管理の許可による土地又は施設の使用料

| 種別 | 単位 | 期間 | 金額 |
|-------------|---------|----|-------------|
| 公園施設を設置する場合 | 1平方メートル | 1月 | 市長がその都度定める。 |
| 公園施設を管理する場合 | 1平方メートル | 1月 | 市長がその都度定める。 |

- 2 市立公園の占用許可による占用料

| 占用物件名 | 金額 |
|----------------------------|-------------------------------|
| 電柱、電話柱その他これらに類するもの | 戸田市道路占用料条例（昭和51年条例第11号）を準用する。 |
| 地下埋設物 | |
| 変圧器その他これに類するもの及び公衆電話 | |
| 工事用施設及び工事用材料置場 | |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する仮設工作物 | 1平方メートル当たり1日 10円 |
| その他の占用 | 市長がその都度定める。 |

- 3 第8条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

| 種類 | 単位 | 期間 | 金額 |
|----|----|----|----|
|----|----|----|----|

| | | | |
|----------------------------|---------|-----|--------|
| 物品の販売その他これに類する行為 | 1平方メートル | 1日 | 100円 |
| 業として行う写真撮影 | 写真機1台 | 1日 | 1,000円 |
| 臨時に会費を徴して写真コンテスト等の撮影会を行うとき | 写真機1台 | 1日 | 200円 |
| 業として行う映画又はテレビ撮影 | 撮影機1台 | 1時間 | 5,000円 |
| 興行 | 1平方メートル | 1日 | 10円 |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為 | 1平方メートル | 1日 | 5円 |

備考

1 占用料の計算方法

(1) 占用料が日額で定められているものについて、当該占用期間が1月未満の場合は、当該占用料に100分の110を乗じて計算するものとする。ただし、当該占用料に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 占用面積が1平方メートル未満のものは、1平方メートルとして計算する。

2 使用料の計算方法

(1) 使用時間が1時間未満の使用料は、1時間として計算する。

(2) 使用面積が1平方メートル未満の使用料は、1平方メートルとして計算する。

(3) 第8条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料の額は、当該規定使用料に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3（第24条、第36条関係）

有料の公園施設等の使用料

(1) 公園施設

| 公園名 | 公園施設 | 単位 | 金額 |
|--------|-------|-----|--------|
| 惣右衛門公園 | サッカー場 | 2時間 | 2,720円 |

| | | | |
|-------------------|------------|----------|----------|
| | フットサル場 1 面 | 2 時間 | 1,360 円 |
| 新田公園 | 野球場 | 2 時間 | 770 円 |
| 笹目公園 | 野球場 | 2 時間 | 770 円 |
| 北部公園 | 野球場 | 2 時間 | 2,720 円 |
| | 野球場 (内野のみ) | 2 時間 | 1,360 円 |
| 彩湖・道満グリーン パーク | 陸上競技場 | 半日 | 5,500 円 |
| | | 1 日 | 11,000 円 |
| | サッカー場 | 2 時間 | 770 円 |
| | ソフトボール場 | 1 面 2 時間 | 550 円 |
| | テニスコート | 1 面 2 時間 | 550 円 |
| | 野球場 | 1 面 2 時間 | 770 円 |
| 後谷公園 | 茶室 | 半日 | 2,200 円 |
| | | 1 日 | 4,400 円 |
| 荒川水循環センタ ー上部公園 | パークゴルフ場 | 1 回 | 300 円 |
| | | 半日 | 500 円 |
| | | 1 日 | 910 円 |

備考

- 1 本市以外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、当該規定使用料の 5 割増とする（10 円未満の端数は、切り捨てる。）。
- 2 陸上競技場及び茶室の「半日」とは、同一の日における供用時間内での連続した 5 時間以内の使用をいう。
- 3 パークゴルフ場の「1 回」とは、同一の日における供用時間内での 18 ホールの連続した使用（その使用が 18 ホールに満たない場合は、18 ホールとみなす。）をいう。
- 4 パークゴルフ場の「半日」とは、同一の日における供用時間内での連続した 4 時間以内の回数の制限のない使用をいう。
- 5 パークゴルフ場の「1 日」とは、同一の日における供用時間内での回数の制限のない使用をいう。
- 6 パークゴルフ場の金額は、1 人当たりの金額とする。

(2) 附属設備

| 公園名 | 公園施設 | 附属設備 | 単位 | 金額 |
|-----|------|------|----|----|
|-----|------|------|----|----|

| | | | | |
|-----------|---------|--------|-----|--------|
| 笹目公園 | 野球場 | 夜間照明施設 | 1時間 | 2,730円 |
| 北部公園 | 野球場 | 夜間照明施設 | 1時間 | 3,830円 |
| 荒川水循環センター | パークゴルフ場 | シャワー室 | 1回 | 100円 |
| 一上部公園 | | 更衣ロッカー | 1個 | 10円 |

備考 本市以外に住所を有する者が使用する場合の夜間照明施設の使用料は、当該規定使用料の10割増とする。

別表第4（第36条関係）

彩湖・道満グリーンパーク駐車場利用料金（1日当たり）

土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。） 月曜日から金曜日まで（祝日及び振替休日を除く。）

| | | | |
|------------------------------------|----------|------------------------------------|--------|
| 準中型自動車、中型自動車、大型自動車、小型特殊自動車、大型特殊自動車 | 普通自動車 | 準中型自動車、中型自動車、大型自動車、小型特殊自動車、大型特殊自動車 | 普通自動車 |
| 2,100円以下 | 1,200円以下 | 1,050円以下 | 600円以下 |

備考

- 1 自動車の種類は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する自動車の種類による。
- 2 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

別表第5（第36条関係）

彩湖・道満グリーンパーク道満河岸釣り場利用料金（1日当たり）

| | |
|-----------------------|--------|
| へら ^{ぶな} 鯛釣り場 | 金魚釣り場 |
| 1,780円以下 | 840円以下 |

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第2号

戸田市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例

戸田市こども・子育て会議条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「こども健やか部子育て支援課」を「こども健やか部こども・若者政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第3号

戸田市公告式条例及び戸田市行政手続条例の一部を改正する条例

(戸田市公告式条例の一部改正)

第1条 戸田市公告式条例(昭和36年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「戸田市上戸田1丁目18番1号の掲示場に掲示すること」を「市のホームページに掲載すること(公布する事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをいう。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、戸田市上戸田1丁目18番1号の掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(規則及び規程の公表)」に改め、同条第1項中「規則を除くほか、市長の定める規程」を「市長の定める規則及び規程」に改め、「記入して市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に、「規程の公表」を「規則及び規程の公表」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項ただし書の規定を準用して公布を行うときは、市長印を押さなければならない。

第4条を第3条とする。

第5条第1項中「第2条」を「第2条第2項並びに前条第1項及び第2項後段」に、「規則」を「規則及び規程」に、「市長」を「市長名」に、「者」を「者の氏名」と、同条第2項中「市長印」とあるのは「当該機関を代表する者の印」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

(戸田市行政手続条例の一部改正)

第2条 戸田市行政手続条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を法第15条第4項に規定する総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年5月21日から施行する。

（財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正）

2 財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「掲示」を「、戸田市公告式条例（昭和36年条例第14号）第2条第2項の例」に改める。

（戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

3 戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する」を「戸田市公告式条例（昭和36年条例第14号）第2条第2項の例による」に改め、同条第3号を削る。

（戸田市営住宅条例の一部改正）

4 戸田市営住宅条例（平成9年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 戸田市公告式条例（昭和36年条例第14号）第2条第2項の例による方法

（戸田市監査委員条例の一部改正）

5 戸田市監査委員条例（昭和51年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第2条第2項に規定する掲示場に掲示して」を「第2条第2項の例により」に改める。

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第4号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第8条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,615円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について145円とする。

第21条第1項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「17万円」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について1,131円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について102円

第21条第1項第2号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について808円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について73円

第21条第1項第3号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について323円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について29円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 242円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 404円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 646円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 808円

第21条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第5号

戸田市行政センター条例の一部を改正する条例

戸田市行政センター条例（平成22年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「地域子育て支援拠点事業」の次に「、利用者支援事業」を加える。

第7条の表ウの項中「（イ） 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（一時預かり事業に限る。）」を削り、「（ウ）」を「（イ）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政センター条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第6号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1第23項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表第24項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第7号

戸田市火災予防条例の一部を改正する条例

戸田市火災予防条例(昭和37年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。))又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 8 号

未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例

未来へはばたく人財育成資金条例（平成 29 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 号中「公益財団法人戸田市国際交流協会」を「教育委員会又は公益財団法人戸田市国際交流協会」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第9号

新曽第一地区2号調整池築造工事請負変更契約について

新曽第一地区2号調整池築造工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曽第一地区2号調整池築造工事
- 2 場 所 戸田市大字新曽字芦原2133番1の一部外
- 3 工事内容 新曽第一地区2号調整池の築造に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金1,006,500,000円
変更後 金1,061,952,340円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金96,541,121円)
- 5 工 期 令和6年10月11日から
令和8年12月28日まで
- 6 契 約 者 戸田市本町五丁目11番15号
株式会社ジンワ
代表取締役 早 川 昭 夫

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第10号

令和7年度さくら川護岸整備工事（その3）請負変更契約について
令和7年度さくら川護岸整備工事（その3）請負変更契約をするについて、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年
条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 令和7年度さくら川護岸整備工事（その3）
- 2 場 所 戸田市美女木七丁目22・23番地付近
- 3 工事内容 さくら川の護岸整備に伴う工事
- 4 金 額 金182,600,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,600,000円)
- 5 工 期 変更前 令和8年3月31日まで
変更後 令和8年5月29日まで
- 6 契 約 者 戸田市本町五丁目11番15号
株式会社ジンワ
代表取締役 早 川 昭 夫

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第11号

東部分署庁舎改築等工事請負変更契約について

東部分署庁舎改築等工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 東部分署庁舎改築等工事
- 2 場 所 戸田市下前一丁目8番外
- 3 工事内容 東部分署庁舎の改築等に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金2,222,000,000円
変更後 金2,292,794,642円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金208,435,876円)
- 5 工 期 令和7年7月8日から
令和10年3月10日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区北浦和三丁目6番5号
斎藤工業株式会社
代表取締役 斎 藤 恵 介

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第12号

戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約について
戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約をするについ
て、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和
39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事
- 2 場 所 戸田市本町四丁目2105番外
- 3 工事内容 戸田南小学校教室棟の増築等に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金2,101,000,000円
変更後 金2,163,997,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金196,727,000円)
- 5 工 期 令和7年7月8日から
令和9年7月30日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区北浦和三丁目6番5号
斎藤工業株式会社
代表取締役 斎 藤 恵 介

令和8年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁